



その 就業規則

見直しませんか？



「就業規則を新たに作りたい」「長年そのままだにしていた就業規則を見直したい」今年に入ってから事務所に就業規則に関するご依頼が近年にないペースであります。その要因をご紹介します。

◆人手不足の影響

近年、労働者の意識は様変わりしました。賃金の多寡と同様に（あるいはそれ以上に）、休日数はどのくらいあるのか、有休はきちんと取れるのかなどをしっかりと見て就職先を吟味しています。

◆働き方改革の影響

今年からいよいよ働き方改革関連法の施行がスタートしました。特に有休付与義務制度については、「有休」「5日」「取得させる」など一般の方にもわかりやすいキーワードであるため注目が高いように思えます。来年以降も時間外労働のルール変更や同一労働同一賃金の問題など対策すべき点は多数あり、これを機に、

◆外国人労働者の影響

「労務管理がいい加減であったり、昔の意識のままでは今の人手不足時代に人員を確保することは困難」。そうお感じになって就業規則を整備したいという声は本当に多いように思われます。

人手不足問題とリンクしてありますが、技能実習制度や特定技能の新設などにより外国人労働者が増加し続けています。彼らは意欲に

「働き方改革対応版の就業規則」にしたいとお考えになる企業が増えました。



あふれ、日本で就労することに對しての意識が多々あります。一方で彼らを雇用するにあたって、法違反の状態があれば場合によっては労基署だけでなく入国管理局（現出入国在留管理庁）からも厳しく監督を受けることになるため社内の労務管理体制を見直す一環としてまずは就業規則整備を判断する企業もあります。

◆従業員数は関係あるの？

法律上は、常時使用する労働者が10人未満であれば就業規則の制定義務はありません。しかし新規に就業規則を作りたいとお考えになる経営者の方で「会社で10人になったから仕方なく作る」というスタンスの方は少数派です。

まさがき事務所の仕事を改めてご紹介いたします。

まさがきの仕事

【産業廃棄物処理業関係】

廃棄物は、中には大変有害なものもあり適正に扱わないと環境に影響を及ぼします。そのため、行政は適正な収集・運搬・処分を行う事のできる事業者を審査し許可を与えています。

では、どのような場合に必要なのでしょう。

例えば、建設業で元請業者が自身で現場の廃棄物を処分場へ運搬するのに許可は不要です。しかし下請業者が現場の廃棄物を運搬する場合、現場（排出場所）と卸す場所（処分場地）で実際に運搬する下請事業者の許可が必要になります。

申請は、新規であれば約8万円の手数料がかかり、万が一不許可であっても返金されません。郵送提出が認められていないので、遠方の都道府県となると業務を休んで申請という事にもなります。まさがきでは様々な方面との調整も含めて申請手続きをお引き受けしております。

シリーズ!!
その①



◆作成の流れ

新規作成にあたっては、1回2H程度の打ち合わせを5〜6回程度行い、各社にあった就業規則を作っていきます。労働のルールや法改正のお話しを一緒に考えていただきます。完成後は、労働者向けの説明会を実施いたします。この最後のひと手間を惜しむとせっかく作った就業規則が社員に充分理解されずととなってしまいうからです。

◆雑感

新学期は、子供たちの行事がたくさんあり、年長の息子と小学4年生の娘の参観と楽しそうに話している子供たちの姿を見ると親から離れてもしっかりと成長しているのを感じます。最近では、子供たちが犠牲になる悲しい事件や事故が多いため、子供たちの安全が、子供たちの笑顔と来てほしいですね。